

あかちゃんが 生まれたら

誕生後の
諸手続き

済んだら
チェックしよう!

出生届、出生連絡票、子ども医療費助成制度、児童手当、出産育児一時金、産後ケア事業、産婦健康診査、産後のこころからの健康、未熟児養育医療給付、自立支援医療(育成医療)給付、小児慢性特定疾病医療給付、特別児童扶養手当、ひとり子育てをする方、医療的ケアのあるお子さんの相談、お子さんの発達に関する相談と支援、アレルギーの心配があるとき

【問い合わせ】戸籍住民課(本庁舎1階) ☎82-5127

☑ 出生届

赤ちゃんを出産した日から14日以内に、戸籍住民課へ提出してください。出生届の提出と同時にマイナンバーカードの申請をすることができます。申請を希望される場合はお問い合わせください。

届け出る際に必要なもの

- 出生届書
- 母子健康手帳(親子健康手帳)
- 本人確認書類

出生連絡票
電子申請



☑ 出生連絡票

赤ちゃんが生まれたら、「出生連絡票」を提出しましょう。「出生連絡票」をもとに保健師や助産師、こんにちは赤ちゃん訪問員がご家庭に訪問して、ご相談や健康管理、育児に関する情報提供を行っています。

【問い合わせ】子ども家庭支援課 親子健康担当(保健福祉センター1階) ☎82-9604

☑ 子ども医療費助成制度

医療証の交付を受けるには、申請が必要です

0歳～18歳までのお子さんの通院・入院による医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成する制度です。※18歳に達した後の3月31日まで

子ども医療費
助成制度



助成対象	助成範囲	助成方法	所得制限
0歳～18歳	入院・通院	医療証交付	なし

医療証の交付申請に必要なもの

- お子さんの加入保険(出生の場合は加入予定の保険)が分かるもの
※マイナ保険証(有効なもの)または資格確認書等
- 地方税関係情報を照会するための同意書(申請者・配偶者が転入の場合)
※お子さんの誕生日と転入月により必要になる場合があります
- 申請者・配偶者のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード等)
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

助成の方法

■ 県内の医療機関等で 受診する場合

医療証とマイナ保険証等を病院・薬局の窓口で提示することで、保険診療の自己負担分が無料になります。

■ 医療証が提示できない場合や、 県外の医療機関等で受診した場合

窓口でお支払いいただき、後日、市へ申請することにより、保険診療の自己負担分を助成します。

助成申請に必要なもの

- 領収書(原本)
- 振込先口座
- お子さんの加入保険がわかるもの
- その他、必要に応じて必要な書類があります

日ごろから、お子さんやご家族の健康管理に注意し、適正受診を心がけましょう

【問い合わせ】子ども政策課 手当・助成担当(本庁舎1階) ☎82-9607

☑ 児童手当

公務員の方は勤務先に申請してください

児童手当



高校3年生(18歳到達後、最初の3月31日)までの児童を養育している方に支給される手当です。
※出生の場合は、誕生日の翌日から15日以内、転入の場合は、以前お住まいだった市区町村の転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。

■ 手当額(児童1人当たり月額) ※令和6年10月分から(令和6年12月支給分から実施)

区分	手当額		所得制限
3歳未満	15,000円	第3子以降 30,000円	なし (全員支給対象)
3歳～高校生	10,000円		

※「第3子以降」とは、22歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育しているお子さんのうち、3番目以降のお子さんをいいます。

※高校生年代のお子さんには、年度末(3月31日)の年齢が16～18歳のお子さんが該当します。

申請に必要なもの

- 申請者名義の口座が確認できるもの(外国籍の方は通帳が必要です)
- 申請者・配偶者のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード等)
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- その他必要に応じて、必要な書類があります

【問い合わせ】子ども政策課 手当・助成担当(本庁舎1階) ☎82-9607

☑ 出産育児一時金

出産に関わる費用を加入している健康保険で補います。出産に要する経済的負担を軽減するために、一定の金額が「出産育児一時金」として支給されます。支給額は、一子につき50万円です。
※在胎週数が22週に達していないなど、産科医療補償制度加算対象の出産でない場合は48万8000円となる場合があります。詳しくは、加入している健康保険にお問い合わせください。

【問い合わせ】【国民健康保険の場合】国保年金課(本庁舎2階) ☎82-9613

【国民健康保険以外の場合】加入している健康保険の窓口



赤ちゃんが生まれて初めて迎える節句が初節句です。男の子は端午の節句(5月5日)、女の子は桃の節句(3月3日)に、赤ちゃんの健やかな成長を祝うとともに、厄除けを願います。生後すぐであれば、翌年にお祝いしてもかまいません。また、母方の祖父母が人形などを贈るという習わしもありますが、現在ではお祝いのスタイルもさまざまで、家庭にあわせた方法でお祝いしているようです。

※市外局番は、特に表記がない場合すべて「0463」です。

あかちゃんができた

あかちゃんが生まれたら

すくすく健やか

頼りたい預けたい

親子でおでかけ

困ったときは

秦野マップ

産後のサポート

産後ケア事業(予約制)

赤ちゃんとの大切な時間をサポートします。「授乳がうまくいかない」「疲れがたまっているけれど赤ちゃんが気になって休めない」「赤ちゃんのお世話の仕方がよく分からない」そんなママのお悩みに、産後ケアを利用してませんか。



産後ケア事業の共通事項

- 事前の申請と予約が必要(こども家庭支援課 ☎82-9604)
- 利用回数の上限は7回(宿泊型は1泊で2回とカウントし、日帰り型[市直営]は回数に含めない)
- 費用については、市県民税非課税世帯、生活保護世帯の方は利用料の減免があります。

宿泊型(お泊まりケア)

ママと赤ちゃんが医療機関等に宿泊してケアを受けます。

- 対象 生後3か月未満の赤ちゃん和妈妈
- 内容 ママ・赤ちゃんの身体のケア、母乳ケア、休養、育児指導、赤ちゃんのお世話等
- 費用 1泊2日 12,000円(1泊増えるごとに6,000円追加)
- 実施時間 市ホームページにて確認してください。
- 場所 市ホームページにて確認してください。



訪問型(おうちケア)

助産師がママと赤ちゃんのいるお宅に訪問して、ケアを行います。

- 対象 1歳未満の赤ちゃん和妈妈
- 内容 ママ・赤ちゃんの身体のケア、母乳ケア、休養、リフレッシュ、育児相談、卒乳相談等
- 費用 1,800円
- 実施時間 2時間
- 場所 ひまわり助産院、助産院LunaLuna

日帰り型(お出かけケア)

ママと赤ちゃんが助産院等の施設でケアを受けます。

市直営(ほっかほっか)

- 対象 1か月児健診後～4か月児健診終了月
- 内容 赤ちゃんとのふれあい(足のマッサージ、手遊び等)、体重測定、授乳相談(母乳ケアは不可)、育児相談、ママ同士の交流、ランチ等
- 実施日時 概ね月1回、午前10時～午後1時
- 費用 100円(希望者のみ別途ランチ代)
- 場所 市ホームページにて確認してください。

助産院

- 対象 1歳未満の赤ちゃん和妈妈
- 内容 ママ・赤ちゃんの身体のケア、母乳ケア、休養、リフレッシュ、育児相談、卒乳相談等
- 費用 2,000円
- 実施時間 4～5時間
- 場所 ひまわり助産院、助産院LunaLuna



[問い合わせ]こども家庭支援課 親子健康担当(保健福祉センター1階) ☎82-9604



こんな使い方ができます

※利用回数の上限は7回(日帰り型[市直営]を除く)



出産

お泊まりケア

- 赤ちゃんのお世話の仕方を知りたい
- しっかり休みたい

3回(2泊3日)利用

お出かけケア

- 赤ちゃんのミルクが足りているか心配
- ゆっくりランチしたい

2回利用

1歳の前夕日

おうちケア

- ママの復職に向けて育児相談したい

2回利用

Aさん

合計7回利用

おうちケア

- 1か月健診前に母乳ケアをしてほしい

2回利用

お出かけケア

- 母乳が出ているか相談したい

2回利用

お出かけケア

- 離乳食と授乳のごと、相談したい
- 夜泣きが始まった少し休みたい

1回利用

おうちケア

- 卒乳の相談をしたい

2回利用

Bさん

合計7回利用



産後ケア事業を利用された方のお話を聞きました

心身ともに疲れていたのが、助かりました。

おいしいランチを食べ、たくさん話もできてリフレッシュできました。

明日からまた頑張れそうです。

久しぶりに大人とゆっくり会話できて、ほっとしました。



授乳がうまくいかず悩んでいましたが、指導してもらえたことで自信ができました。

産婦健康診査 費用助成あり

出産1か月後の健診で、お母さんの心と身体の回復について健診を受けましょう。

[問い合わせ]こども家庭支援課 親子健康担当(保健福祉センター1階) ☎82-9604

産後のこころとからだの健康

産後は、急激なホルモン分泌の変化や、慣れない育児、睡眠不足などにより、こころやからだの不調を感じやすくなっています。産後ケアを利用したり、家族のサポートを受けたり、地域の子育てサービスを利用したりして、無理をしないようにしましょう。



● パパやご家族の方へ ●

赤ちゃんは昼夜を問わずよく泣きます。ママの健康を守るためには、パパや家族の力が重要です。ママの話に耳を傾け、それが否定的な内容であったとしても「大変だったね」と受け止めてあげてください。ママが安心できるのは、ひとりじゃない、一緒に子育てしていると思えることです。

また、赤ちゃんとの慣れない生活で、ママだけでなく、気持ちが落ち込んでしまうパパもいます。「頑張っているね」、「毎日お疲れ様!」と、お互いに感謝の気持ちを伝えましょう。それでも子育てが大変だと感じるときは、周りの人にSOSを出してください。



[問い合わせ]こども家庭支援課 親子健康担当(保健福祉センター1階) ☎82-9604

※市外局番は、特に表記がない場合すべて「0463」です。

あかちゃんができる

あかちゃんが生まれたら

すくすく健やか

頼りたい預けたい

親子でお出かけ

困ったときは

奏野マップ

支援を必要とするお子さんと家族のために

未熟児養育医療給付

未熟児で、指定養育医療機関において医師が入院養育を必要と認めた場合に給付をします。対象期間は、1歳の誕生日の前々日までです。

【問い合わせ】 子育て支援課 親子健康担当(保健福祉センター1階) ☎82-9604

自立支援医療(育成医療)給付

18歳未満の身体に障害のある児童が、指定医療機関で治療を受け、確実な治療効果が見込まれる場合に、費用の金額または一部を支給します。適用には、所得制限があります。

自立支援医療(育成医療)の対象

1	肢体不自由	先天性股関節脱臼など
2	視覚障害	眼瞼欠損など
3	聴覚・平衡機能障害	外耳奇形(難聴をとまなうもの)など
4	音声・言語・そしゃく機能障害	口蓋裂(障害があり、改善が見込まれるもの)
5	心臓機能障害	心室中隔欠損症など
6	腎臓機能障害	慢性腎炎など
7	小腸機能障害	小腸閉鎖など
8	肝臓機能障害	臓移植術(抗免疫療法を含む)
9	その他の内臓障害	道(気管)狭窄など
10	免疫機能障害	HIV感染症

【問い合わせ】 障害福祉課(本庁舎1階) ☎82-7616

小児慢性特定疾病医療給付

対象疾病ごとに定められた認定基準を満たしていると認められた場合、指定医療機関で治療を受けた医療の給付をします(世帯の所得や疾病の重症度に応じた自己負担上限額あり)。

小児慢性特定疾病医療の対象(国が指定する疾病) ※年齢: 18歳未満(更新申請は20歳未満まで継続可能)

- 1 悪性新生物 2 慢性腎疾患 3 慢性呼吸器疾患 4 慢性心疾患 5 内分泌疾患 6 膠原病
7 糖尿病 8 先天性代謝異常 9 血液疾患 10 免疫疾患 11 神経・筋疾患 12 慢性消化器疾患
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 14 皮膚疾患 15 骨系統疾患 16 脈管系疾患

【問い合わせ】 平塚保健福祉事務所秦野センター ☎82-1428

※令和8年3月末時点の情報です

必要な方のみの制度となります

特別児童扶養手当(国の制度)

精神・知的または身体の中程度以上の障害を持っている20歳未満の児童を監護している方に支給されます。【問い合わせ】 障害福祉課(本庁舎1階) ☎82-7616

ひとりで子育てする方

ひとり親家庭を対象とした、さまざまな助成や手当があります。所得等によって利用の制限があります。不明な点は、ご相談ください。

さまざまな助成や手当(市)・相談


児童扶養手当/ひとり親家庭等医療費助成制度 /母子家庭等自立支援給付金制度
母子・父子・寡婦福祉資金貸付/母子・父子相談(ひとり親相談)

【問い合わせ】 子育て政策課 手当・助成担当(本庁舎1階) ☎82-9607・82-9608

医療的ケアのあるお子さんの相談

医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケアのあるお子さんとその家族に、福祉サービスなどの制度に関する情報提供や調整を行います。【問い合わせ】 みなせ相談支援センター内 ☎73-7874



お宮参り 赤ちゃんが誕生して初めてのお祝い行事といえば、お宮参りでしょうか。正式には、男の子は生後31日目、女の子は生後32日目とする地域が多いようですが、だいたい生後1か月頃の都合の良い日を設定すればよいでしょう。季節によっては猛暑や厳寒などときもありますから、生後1か月にこだわることありません。

D 良縁結びの大神さまに 幸多かれとごあいさつ

◆ 安産・初宮詣・七五三詣は

出雲大社相模分祠 TEL 0463-81-1122

◆ 貸衣装・着付・記念撮影・会食承ります

出雲記念館 TEL 0463-84-1122

◆ 内祝・御進物に

和菓子処 八雲庵 TEL 0463-84-3284

秦野市平沢 1221 <https://izumosan.com/>

※市外局番は、特に表記がない場合すべて「0463」です。

お子さんの発達に関する相談と支援

お子さんの発達などに心配がある場合には、療育相談員等が相談を受け、必要に応じ、訓練や医療機関へつなぎます。



療育相談員

主に就学前のお子さんの発達(ことばや情緒、運動面など)に関する相談を受けています。
[問い合わせ] 障害福祉課(本庁舎1階) 療育相談員 ☎86-9100

乳幼児のための機能訓練(リハビリ)

0歳から就学前までのお子さんを対象に、理学・作業療法士が、機能訓練を行っています。
[問い合わせ] 障害福祉課(本庁舎1階) 療育相談員 ☎86-9100

ことばの相談室

就学前のお子さんを対象に、ことばや情緒の発達についての相談・訓練を行っています。
[問い合わせ] 障害福祉課(本庁舎1階) 療育相談員 ☎86-9100

児童発達支援センター

就学前のお子さんを対象に、専門スタッフがことば・運動・生活面などの発達をサポートします。

児童発達支援

就学前のお子さんを対象に、日常生活や社会性を育む発達支援を行っています。

放課後等デイサービス

就学後のお子さんを対象に、生活能力向上のために必要な支援や社会との交流の促進を図ります。

家族会など

お子さんの発達などに心配があるときは、同じ悩みや心配を持つご家族との交流で不安をやわらげてください。いろいろな情報交換もできます。

団体名	備考
秦野市手をつなぐ育成会	知的障害児・者を持つ保護者
秦野市自閉症児・者親の会	発達障害の認定または疑いのある子の保護者
みのりの会	小・中学生の障害児の保護者会
すみれの会	ダウン症児親の会
わたぼうしの会	こどもの発達に不安を感じる保護者
OHANAの会	主に肢体不自由児の親と子

[問い合わせ] 障害福祉課(本庁舎1階) ☎82-7616

memo

アレルギーの心配があるとき

アレルギー疾患とは、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーなどですが、中には突然の症状の変化により、生命に影響を及ぼすこともあります。

アレルギーに関する心配があるときは、まず、かかりつけの医療機関に相談しましょう。妊産婦や乳幼児でかかりつけ医療機関がなく、相談がある場合は、下記にご連絡ください。

[問い合わせ] こども家庭支援課 親子健康担当(保健福祉センター1階) ☎82-9604

その他問い合わせ先

厚生労働省ホームページ「リウマチ・アレルギー対策」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/ryumachi/index.html

アレルギーポータル

アレルギーに関する「正しい情報」をお届けするウェブサイト <https://allergyportal.jp/>



知っとう コラム

こどもと防災

地震・風水害に備えて

災害時に、こども一人だけでは対応ができません。家族、こどもたちの命を守るためには、災害時の対応を家族で話し合うこと、部屋にある家具の転倒防止やこどもの成長に合わせた災害備蓄が重要です。また、市では大規模災害時、「総合防災情報システム」や「緊急情報メール」などで避難所の開設状況や道路の被害情報などの災害情報をお伝えします。市から配信される情報を積極的に取得できるよう平常時から家庭での防災対策を強化しましょう。

総合防災情報システムから避難所の混雑状況や被害状況などの災害情報をリアルタイムに提供します。



秦野市緊急情報メール登録

右記二次元コードまたは市ホームページから登録手続きをしてください。



[問い合わせ] 防災課(西庁舎3階) ☎82-9621

いざっ!というときの「防災リュック」

「家にストックしておくべきもの」と「持って逃げるもの」を選別して!

「持って逃げるもの」は、女性だと10kgが限度です。3kgの赤ちゃんを抱っこしたら、残りは7kgしか持ってません。自分が持ち出せる重さを踏まえて「防災リュック」を準備しておきましょう。逃げるとき、お気に入りのおもちゃなども、一緒に持ち出せるといいですね。

▼ 地震を体験したママたちが防災リュックに入れておいてよかった防災グッズは

- ・すぐ食べられる食品(お菓子・アメなど)、飲料水、割りばし、紙皿、紙コップ
- ・小型ラジオ&電池(モバイルバッテリー)、小型LEDライト(首かけタイプ)
- ・筆記用具、現金(お札、小銭)、家族写真(検索時に使用)
- ・重要書類コピー(免許証、健康保険証、母子手帳、お薬手帳、生命保険証書、銀行口座)
- ・ライター、ティッシュ、ばんそうこう、はさみ、ナイフなど(ひとつにまとめて)
- ・帽子、使い捨て下着、マスク(大人用、こども用)、マウスウォッシュ、洗眼薬
- ・トイレトーパー、生理用品、簡易携帯トイレ、レジ袋、ゴミ袋、黒いビニール袋(目隠しになります)
- ・食品用ラップ、ブルーシート、軍手、ゴム手袋、ガムテープ、ブランケット、タオル、除菌シート

※「ママのための防災ブック『その時ママがすることは?』参照

※市外局番は、特に表記がない場合すべて「0463」です。